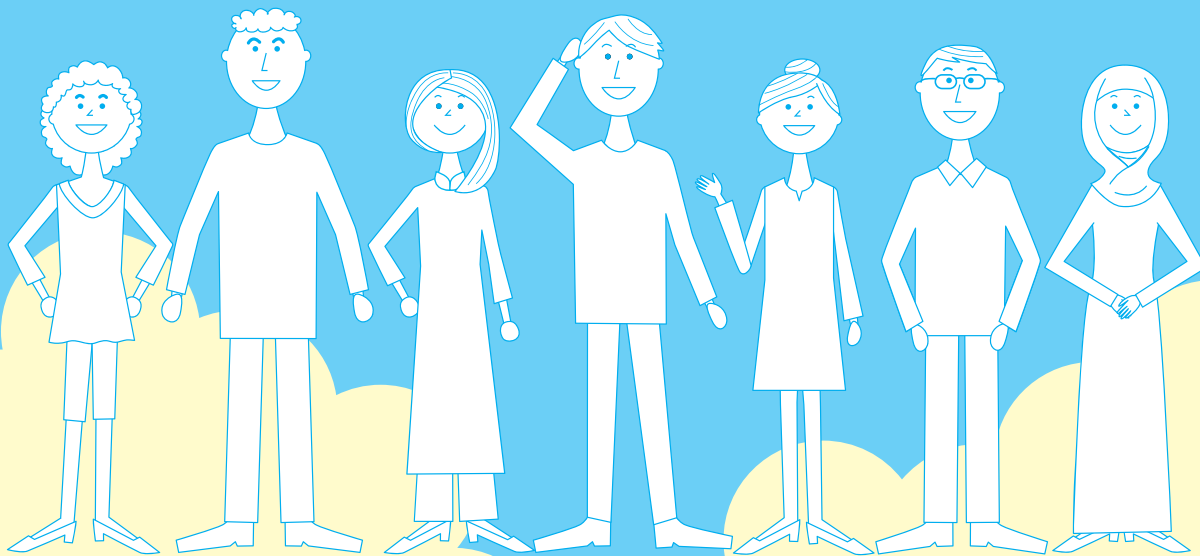


# 小規模事業者 外国人材受入支援補助金

県内小規模事業者が水際対策に対応するため、就労等のために日本に入国した外国人材の一定期間の待機にかかる宿泊費等を補助することにより、感染症対策及び安定した事業継続を図ることを目的として交付します。



## ●事業実施期間

令和4年 **3/16(水)** ▶ 令和5年 **3/10(金)** ※補助対象経費の支払期限は  
令和5年 2/28(火)

※予算がなくなり次第、終了 ※政府による水際対策の動向によって終了の可能性あり

## ●補助対象事業者

### 県内小規模事業者

業 種 ※1	常時使用する従業員数※2
1 製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (2を除く)	20人以下
2 卸売業、サービス業、小売業	5人以下

※1 主たる事業所が県内にある個人事業主、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、組合又は有限責任事業組合 (LLP) も対象とする。

※2 常時使用する従業員は、2か月を超えて使用され、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等である者とする。人数は、申請時点における数とし、当該申請の対象とする外国人材はこの数に含めない。パート及びアルバイト従業員は、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と同等の労働時間をもって1人と換算する。

## ●補助対象経費

新たに就労等のために日本に入国した外国人材の水際対策の対応として補助対象事業者が負担した宿泊費及び待機期間の短縮のための検査費

(※夕食代・朝食代を含むが、宿泊地に応じて宿泊費の補助上限あり)

※一度補助対象とした外国人材は、再度の補助対象とはならない。

※技能実習2号を修了し、一旦帰国後に技能実習3号又は特定技能の在留資格で再入国する場合は補助対象となる。

## ●補助金額

対象となる外国人材 **1人あたり5万円**

※補助対象経費が5万円未満の場合は実費(千円未満切り捨て)

申請書等は  
HPより  
ダウンロード

申請先・問合せ先

〒690-0886

松江市母衣町 55 番地 4

島根県中小企業団体中央会  
雇用対策課

Te1 0852-20-2567

Fax 0852-26-5686

Mail : gaikoku-jinzai@  
crosstalk.or.jp

<https://www.crosstalk.or.jp/>



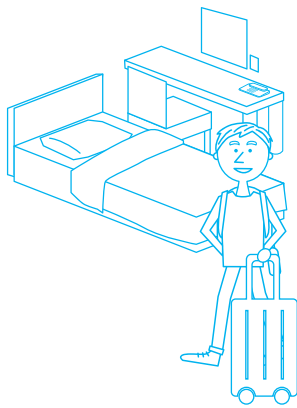
# 小規模事業者外国人材受入支援補助金 事業実施の流れ

## 外国人材の受入れ人数の 計画確定



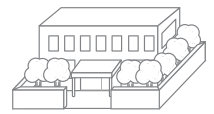
## 交付申請書の提出

(様式第1号、別紙1、2)



- 入国
- ホテル待機開始
- 待機期間短縮のための  
検査受診

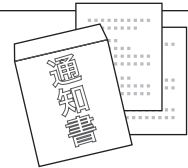
- ホテル待機終了
- 宿泊費支払完了
- 検査費用支払完了



[事務局]

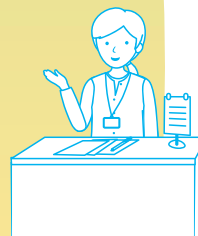
・申請書類の確認

交付決定通知  
(様式第2号)



実績報告書提出  
最終締切  
令和5年3月10日(金)

90日以内



## 実績報告書の提出

(様式第3号、別紙1、証拠書類)

[事務局]

・報告書及び  
添付資料の確認

交付額決定通知  
(様式第4号)

補助金の振込

※外国人材のホテル待機の終了及び宿泊費、検査費用の支払いが完了した後に、実績報告書の作成を行って下さい。添付資料の詳細は支給要領を確認して下さい。  
※経費支払締切：令和5年2月28日(火)

### 書類提出方法

中央会ホームページより支給要領及び提出に必要な様式をダウンロードし、メールもしくは郵送にて提出してください。